

# 「労働安全コンサルタント試験」問題集PART2（第2版）正誤表

2017年2月1日

## 1. 説明内容見直し

項	修正箇所		誤（旧）	正（新）
P. 79	H26-25	①解説	誤り。全産業の死傷災害を業種別にみると、第三次産業が最も多く、次いで建設業、製造業、陸上貨物運送業の順となっている。	誤り。平成25年における全産業の死傷災害は、118,157人であるが、業種別にみると、製造業が27,077人、建設業が17,189人、陸上貨物運送業が、14,190人となっている。また、第三次産業は、51,420人であるが、このうち、商業が16,836人と多い。従って、順位は、①製造業、②建設業、③商業、④陸上貨物運送業となる。なお、平成27年には、建設業と商業が逆転した。
P. 121	H26-3	⑤解説	違反。食品加工用ロール機においては、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆いや固い等を設けなければならない。これに対する除外規定はない。則130条の8	違反。食品加工用ロール機においては、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆いや固い等を設けなければならない。これに対する除外規定はない。則130条の8（食品加工用機械に関して法令が追加改正され、切断機や切削機およびロール機等への安全に関する規定が追加された。則130条の2～130条の9）
P. 138	H24-13	③解説	正しい。電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上のガス業の仕事は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届けなければならない。令24条、令19条	出題当時においては、正しい。しかし、法改正により、現時点では誤りとなる。ガス業等の仕事で電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上のものは、30日前までに所轄労働基準監督署長に届けなければならないことが旧安衛法88条1項に規定されていたが、削除された。法88条1項

## 2. 誤植

項	修正箇所		誤	正
P. 12	H26-5	問題文	下図の直列系の信頼性ブロック線図(図 a)および並列系の信頼性ブロック線図(図 b)がそれぞれ要素1および2から構成されている。・・・	下図の直列系の信頼性ブロック線図(図 a)および並列系の信頼性ブロック線図(図 b)がそれぞれ要素1および2から構成されている。・・・

P. 39	H26 -23	②	配管中に設置されたフレームアレスターは、火炎が金網との接触により熱が奪われることにより消炎 <b>ば</b> させ、火炎伝播を防ぐものである。	配管中に設置されたフレームアレスターは、火炎が金網との接触により熱が奪われることにより消炎させ、火炎伝播を防ぐものである。
	H24 -23	③	引火点の測定器には <b>ク</b> リーブランド開放式、タグ密閉式があり、どちらの測定器で測定しても同じ引火点が得られる。	引火点の測定器には <b>ク</b> リーブランド開放式、タグ密閉式があり、どちらの測定器で測定しても同じ引火点が得られる。
P. 51	H26 -30	②	有害物質等による危害が生ずるおそれのあるときは、有害物質等の発散源を密閉すること、発散する有害物等を排気すること等当該有害物質等への <b>ば</b> く露低減化の措置を講じること。	有害物質等による危害が生ずるおそれのあるときは、有害物質等の発散源を密閉すること、発散する有害物等を排気すること等当該有害物質等への <b>ば</b> く露低減化の措置を講じること。
P. 78	H26 -22	④解説	不適切。感電防止のため、身体に <b>装着する</b> して使用するものは絶縁用保護具である。	不適切。感電防止のため、身体に装着して使用するものは絶縁用保護具である。
P. 82	H26 -30	②解説	不適切。有害物質等の発散源を密閉すること、発散する有害物等を排気すること等当該有害物質等への <b>ば</b> く露低減化の措置を講じすることは、次の防護の段階であり、本質的安全設計方策としては、有害性のないまたは少ない物質を使用することである。	不適切。有害物質等の発散源を密閉すること、発散する有害物等を排気すること等当該有害物質等への <b>ば</b> く露低減化の措置を講じすることは、次の防護の段階であり、本質的安全設計方策としては、有害性のないまたは少ない物質を使用することである。
P. 104	H26-9	③	1日に1回以上水面測定装置の機能を点検する <b>と</b> と。	1日に1回以上水面測定装置の機能を点検する <b>こと</b> と。
P. 108	H25 -11	①	注文者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2m以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれのあるところにおいて・・・	注文者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2m以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれのあるところにおいて・・・